患者さまへ

初診時・再診時における選定療養費について

令和４年
10月1日
より

当院で紹介状を持たずに受診する場合、初診料とは別に料金（選定療養費）がかかります。通院中の方でも初めて受診する診療科は対象となります。また、症状が安定し、当院から地域の診療所などを紹介する旨の申し出があったにもかかわらず、引き続き受診した場合も再診料とは別に料金（選定療養費）がかかります。

これは、大病院と診療所など地域医療機関との機能分化の推進を図るため、国が定めた制度です。

令和４年度診療報酬改定に伴い、10月1日から
選定療養費が下表のとおりになりました。

	選定療養費（税込）
初診時	7, 700円
初診時（歯科）	5, 500円
再診時	3, 300円
再診時（歯科）	2, 090円

※別に選定療養費を求める患者の初診・再診について、保険給付範囲から初診時は200点（歯科200点）再診時は50点（歯科40点）を控除します。
※前回受診から6ヵ月以上、予約日に来院がなく3カ月以上経過した場合や、診療科で終診となっている次回の受診は、初診の取扱いとさせていただきます。
※令和５年５月から新型コロナウイルス感染症の患者さまも選定療養費がかかります。

ただし、次の患者さまには選定療養費を求めません

・夜間・休日の救急患者（平日に救急車で搬送された方を含む）
・国及び地方単独公費負担医療対象の患者
　（ひとり親家庭医療受給者や子ども医療受給者を除く）
・他の診療科から院内紹介されて受診する患者
・医科と歯科の間で院内紹介を行った患者
・特定検診やがん検診等の結果により精密検査の指示があった患者
・外来受診後そのまま入院となった患者
・治験協力者の患者
・災害により被害を受けた患者
・労働災害・公務災害・交通事故・自費診療の患者
・その他、当院を直接受診する必要性を特に認めた患者

市立岸和田市民病院